

有此人之聲、日來令同宅處、其聲白地下、向田舍訖、窺其隙、有通艷言於息女事、息女殊周章、敢不能許容、而令投櫛之時、取者骨肉皆變、他人之由稱之、彼父潛到于女子居所、自屏風之上、投入櫛、彼息女不意而取之、仍父已准、他人欲遂志、于時不圖而聳自田舍歸著、入來其砌之間、忽以下、不堪悲及自害云云、○下略

櫛爲錢

〔夫木和歌抄三十二〕かたみのくし

能宣朝臣

君にやるかたみのくしはわかれちの神にまかせていのれとぞ思ふ

〔落窪物語四〕明後日くだり給ふとて、左の大い殿にたいめんしたてまつらでは、いかでかはとて参りたまふ、○中略たれもく御供にくだる人々に、北のかた、いとよくえたる扇二十、螺すりたる櫛まき繪の箱に白粉入て、こゝの人のかたらひけるして、かたみに見たまへとととらす、

〔源氏物語四夕顔〕いよのすけ、神無月のついたちごろにくだる、女房のくだらんにとて、たむけ心こゝとにせさせ玉ふ、またうちくにもわざとえたまひて、こまやかにおかしきさまなる、くし、あふぎ、おほくして、ぬきなどわざとがましくて、かのこうちきもつかはず、

逢までのかたみばかりとみしほどにひたすら袖のくちにけるかな

賜齋齋宮

〔倭訓栞前編四十二〕わかれのくし。齋宮群行に、天子親く齋宮に櫛をさ、せたまふ、永く都のか

たへ歸りたまふなと仰らる、よし、是を別れの櫛といふといへり、○中略又傳へいふ、伊勢齋王の御櫛を、和泉國日根郡の澤村の櫛代の祠より調進すといふ、

〔鋸屑譚〕夜擲櫛を忌む事は、神代紀に見えたり、又世櫛を婦女に贈る事を忌むは、蓋齋宮群行辭見天子、天子手自櫛を執らし給ひ、これを其ひたひに加ふ、謂之別御櫛也、

〔西宮記臨時五〕齋宮三度禊 群行大略同入

天皇行八省、主水供御手水、次御大極殿、○中略齋王參入、○中略天皇以小櫛加王額、藏人仰作物所、令傳入小櫛、宮内侍取傳